

よくある質問 (Q&A)

Q 申請や届出の様式はありますか？

A 環境省のホームページからダウンロードできます。



環境省HP

Q 着手届や完了報告書の提出は必要ですか？また、現場での完了検査や、立ち会いは必要ですか？

A 基本的には不要です。ただし、進捗確認のため報告書提出を義務づける場合がある他、現地立ち会いを依頼することがあります。

Q 手続きに手数料はかかりますか？

A 手続きはすべて無料です。



自然公園法



自然公園法施行規則



阿蘇くじゅう
国立公園(阿蘇地域)
管理運営計画書

Q 特別地域では申請すれば、許可が出る前に着手していいですか？

A 許可が出るまでは着手してはいけません。許可を受けないで行為に着手するなど、法律に違反した場合、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられることがあります。

Q 許可書(回答書)はありますか？

A 特別地域内の申請については許可書が郵送されます。普通地域内の届出については受理書などは発行されません。

Q 許可が出た後に計画が変わった場合、手続きが必要ですか？

A 基本的に申請内容に変更が生じた場合、再度手続きが必要になります。

Q 許可の基準はありますか？

A 自然公園法施行規則や阿蘇くじゅう国立公園(阿蘇地域)管理運営計画書に定められています。

阿蘇くじゅう国立公園(阿蘇地域) 景観形成の手引き

自然公園法手続きの手順書

令和6年4月、阿蘇くじゅう国立公園阿蘇地域の目指すべき姿、その実現のための保護・利用両面での管理計画の方針などを記載した『阿蘇くじゅう国立公園阿蘇地域管理運営計画書』を作成しました。

計画書を作り上げる中で、地域の方々からも「自然景観こそが、阿蘇の最大の魅力である」との声があがっており、景観資源は地域の発展にとって欠かせないものです。景観価値をさらに高めるためには、行政、地域住民、開発事業者などの関係者が、共通認識の下で取組を行っていくことが重要であり、その一環として、この『景観形成の手引き』を作成しました。

お問合せ先

環境省阿蘇くじゅう国立公園管理事務所

〒869-2225 熊本県阿蘇市黒川 1180

TEL : 0967-34-0254 MAIL : NCO-ASO@env.go.jp



National
Parks
of Japan



阿蘇くじゅう国立公園(阿蘇地域)とは



概要

国立公園とは、日本を代表する傑出した自然の風景地であり、全国で34箇所指定されています(令和6年4月現在)。阿蘇くじゅう国立公園は、昭和9年に日本で最初の国立公園の1つとして指定されました。本地域は、世界最大級のカルデラ地形、現在も活動을続ける中岳を中心とした火山地形、地表に湧き出る湧水を活用した集落や農地が形作ってきた農村風景など、特に人と自然の関わりによって築き上げられた二次的な自然が大きな特徴と言えます。

景観保全上の課題

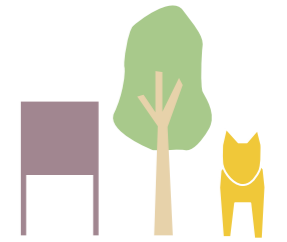
人々の生業があるからこそ維持されてきた草原景観や農村風景は、農畜産業従事者の減少やライフスタイルの変化によって、存続が危ぶまれています。また、太陽光発電などの再生可能エネルギー施設は、場所や規模によっては景観上の脅威となっています。さらに、カルデラ地形の中に生活空間があり、火山噴火、地震、豪雨災害等の自然災害と隣り合わせで生きなければならないという過酷な環境が、時として集落維持や景観保全等の課題となっています。

国立公園の目指すビジョン

長年かけて築き上げられた「阿蘇らしい」景観を守っていくために、生業である農畜産業を維持し、資源を観光等で活かしながら、地域外の受益者も含めたありとあらゆる関係者で支え合う仕組みによって「はぐくみ」、さらに「未来へつなぐ」ことが重要であるため、阿蘇くじゅう国立公園阿蘇地域のビジョン(=目指すべき姿)を、「はぐくみ、つなぐ『阿蘇らしさ』～世界に誇れる国立公園へ～」に設定しました。



規制の対象となる主な行為



特別地域内では、行為に着手する前に申請し、許可を受ける必要があります。許可を受けるためには審査基準*を満たさなくてはなりません。普通地域内では、行為に着手する30日前までに届出を行う必要があります。

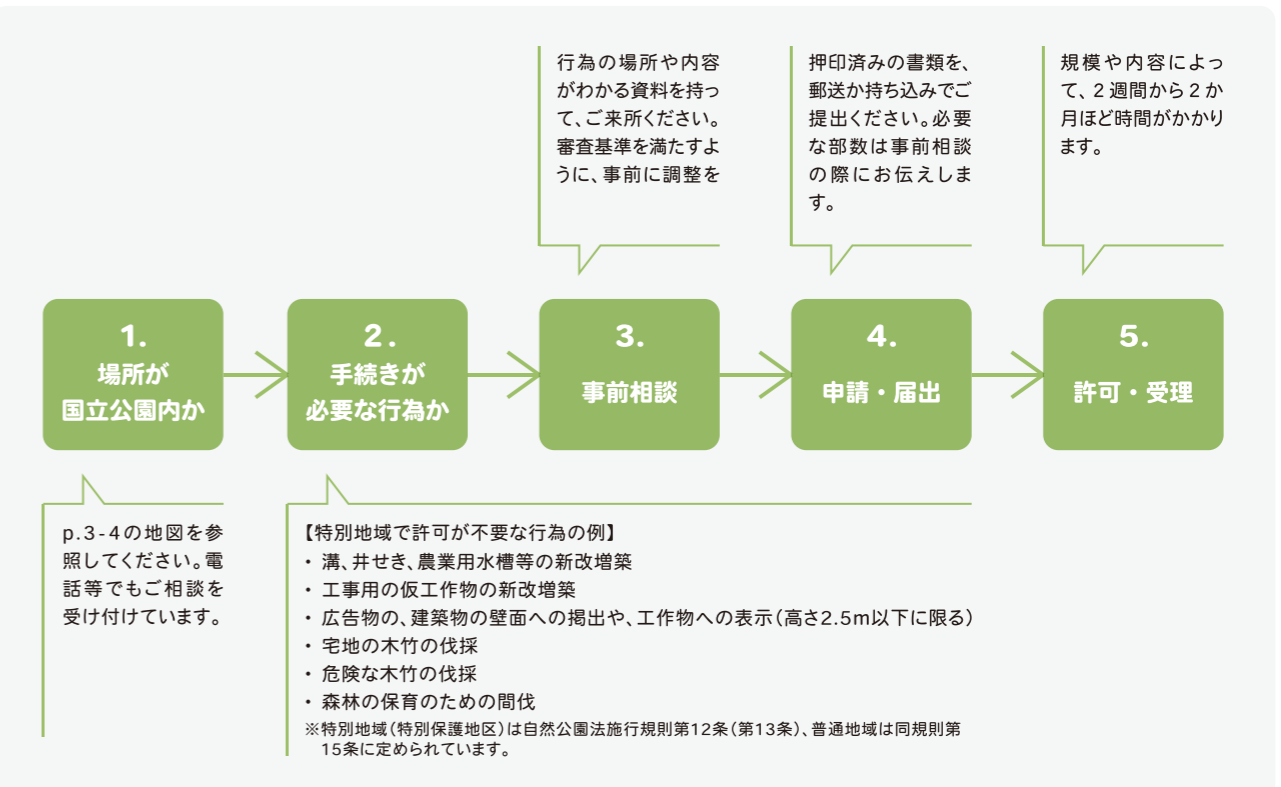
*自然公園法施行規則第11条及び管理運営計画書に定められています。

○: 申請、届出が必要な行為

主な行為の種類	特別地域	普通地域
工作物の新改増築	○	一定規模*以上は○
木竹の伐採	○	—
土石の採取	○	○
河川等の水位水量を増減させる行為	○	特別地域内河川等に影響を及ぼす場合は○
広告物の設置	○	○
水面の埋立	○	○
土地の形状変更	○	○
物の集積	○	—
指定植物の採取・損傷	○	—
工作物の色彩の変更	○	—

*建築物：高さ13m又は延べ面積1000㎡、鉄塔：高さ30m、ダム：高さ20m、太陽光発電施設：水平投影面積1000㎡など

手続きの流れ



阿蘇くじゅう国立公園区域及び公園計画図

保護計画凡例	
	特別保護地区
	第1種特別地域
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	普通地域
利用計画凡例	
	車道
	歩道



阿蘇くじゅう国立公園
概要・計画書

※正確な境界はこの図面だけでは判断できません。詳細についてはお問い合わせください。

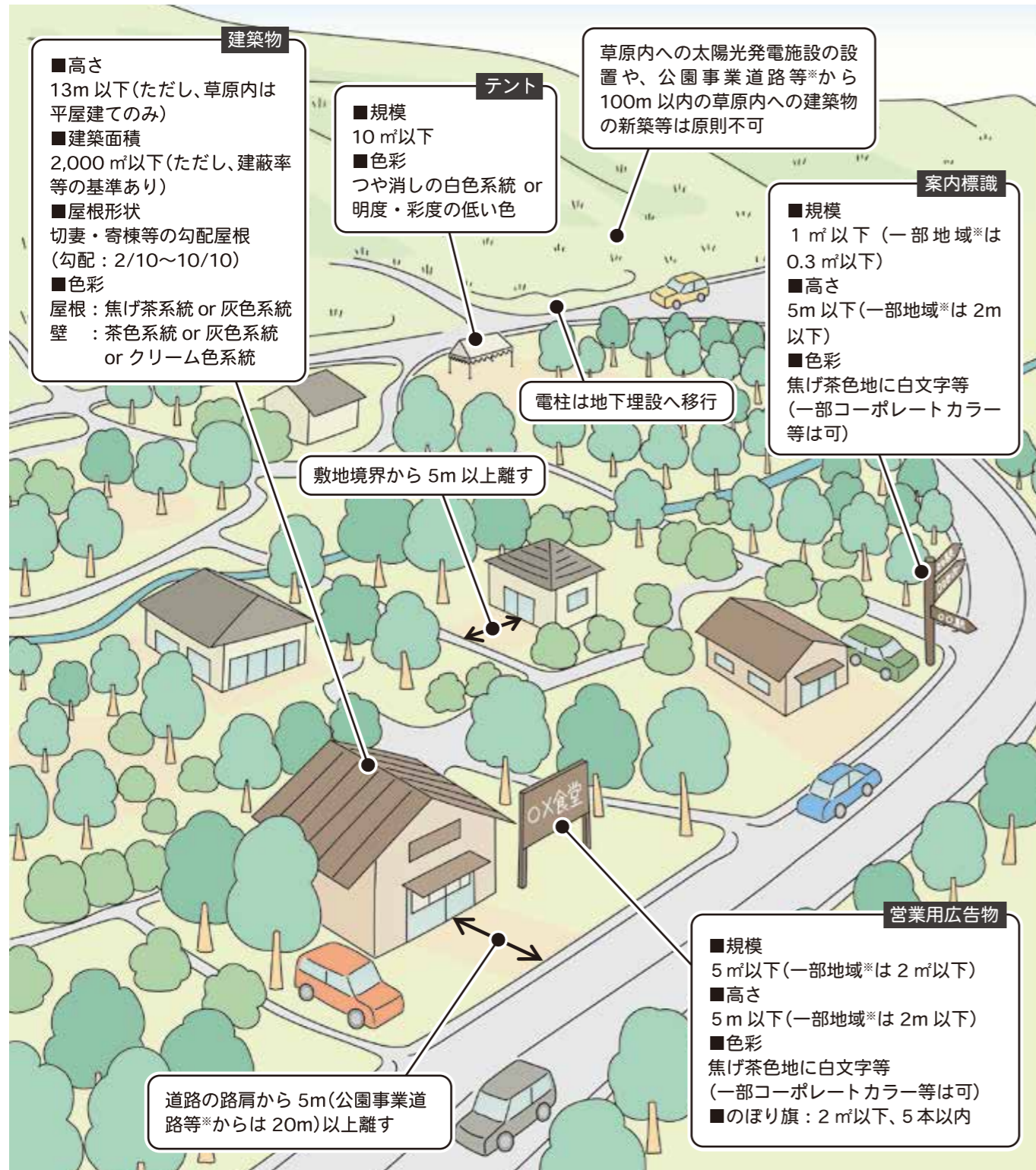
特別地域で目指す、優れた景観形成

対象地区 (P.3~4 参照)

第2種特別地域 第3種特別地域

※特別保護地区および第1種特別地域では、原則として開発行為は許可されません。

阿蘇の誇る雄大な草原景観や火山景観を守るため、建物や看板などについて、規模や色彩等を規制しています。



特別地域の主な規制の例

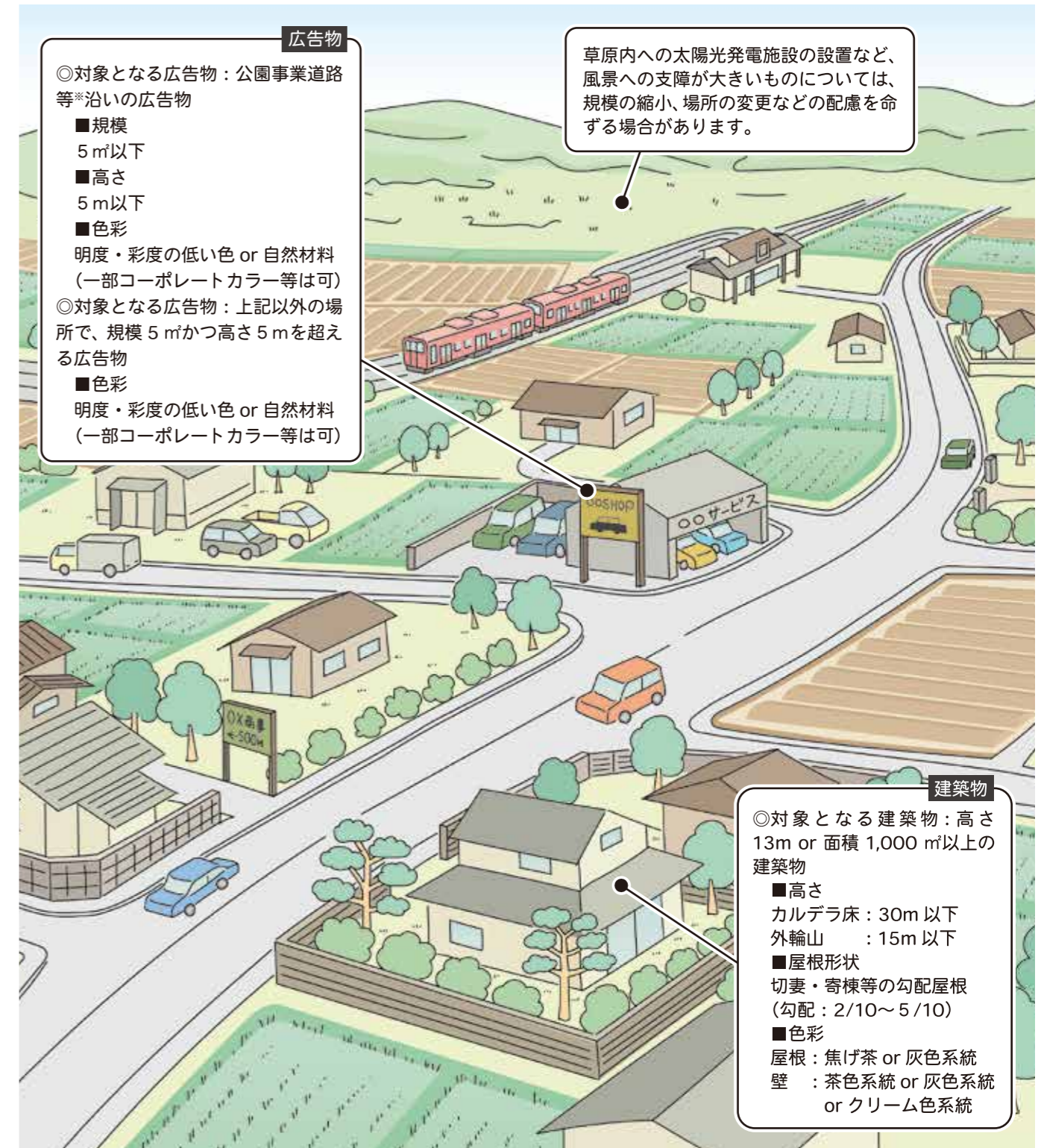
※上記の基準は一部であり、他にも様々な規定があります。必ず環境省までご確認ください。
 ※公園事業道路等：利用の拠点となる主要な道路 (p.3-4 の地図の赤色・黄緑色線) や、市町村の景観計画で沿道景観形成のための特別な位置づけのあるエリアなど
 ※一部地域：やまなみハイウェイ、ミルクロード沿線

普通地域で目指す、優れた景観形成

対象地区 (P.3~4 参照)

普通地域

集落や田畑が作るカルデラ床の美しい農村風景を守るため、大きな建物や看板などについて、規模や色彩の配慮を求めています。



普通地域の主な規制の例

※上記の基準は一部であり、他にも様々な規定があります。必ず環境省までご確認ください。
 ※公園事業道路等：利用の拠点となる主要な道路 (p.3-4 の地図の赤色・黄緑色線) や、市町村の景観計画で沿道景観形成のための特別な位置づけのあるエリアなど